

情報セキュリティサービス審査登録制度 サーベイランスの専門評価員公募要領

2020年9月29日

特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会
情報セキュリティサービス基準審査登録委員会

1. 業務内容

(1) サーベイランスの概要

2020年6月末時点で情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（以下、「リスト」と言います。）に登録されているサービス¹から分野毎に1件以上、6件抽出されたサービスを対象に、申請者が提供する文書の審査ならびに申請者への訪問調査をもとに、申請書類に記載された内容が信じるに足り、虚偽がないことを確認します。

リスト掲載の基準である情報セキュリティサービス基準については経済産業省のウェブページ²を参照してください。

(2) サーベイランスに用いる基準等

情報セキュリティサービス基準の規定内容をもとに、次表の項目について申請書類との整合性を確認します。

(1) 技術要件	ア 専門性を有する者が申請のとおり在籍しているか	
	イ サービス仕様が申請のとおり明示されているか	
(2) 品質管理要件	ア 品質管理者が申請のとおり割当てられているか	
	イ 品質管理マニュアルが申請のとおり整備されているか	(ア) サービス提供プロセスの管理 (イ) アウトプットの管理
	ウ 品質の維持・向上に関する手続きが申請のとおり導入されているか	(ア) 品質の維持・向上に関する手続きが申請のとおり行われているか
		(イ) 情報セキュリティサービスに従事する者に対して、情報セキュリティサービス基準の附則に定める教育又は研修等のいずれかを申請のとおり実施又は受講させているか
	(ウ) 申請のとおり、顧客の情報を保護するための手続を設け、運用するとともに、当該手続について情報セキュリティサービスを行った案件の担当者以外による監査（内部監査又は外部監査）を実施することにより実効性を確保しているか	

¹ サービスの一覧は次のウェブサイトにてご確認ください。

https://www.ipa.go.jp/security/it-service/service_list.html

² 情報セキュリティサービス審査登録制度

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/shinsatouroku/touroku.html>

(3) サーベイランスの実施方法・納入物

別紙「サーベイランス仕様書」を参照してください。

2. 募集件数

最大8者（4分野ごとに最低1者）

※2分野以上を1者で担当することも可能です。

2. 応募者の要件

以下(1)～(5)の条件を全て満たす者とします。法人または個人のいずれでも差し支えありません。

(1) 公認情報セキュリティ監査人或いは公認情報セキュリティ主任監査人又は同等の力量を保有すると認められる者

2020年12月末時点で有効な、以下のいずれかの資格を有することとします。

- ① 公認情報セキュリティ主任監査人
- ② 公認情報セキュリティ監査人
- ③ 公認システム監査人
- ④ CISA (Certified Information System Auditor)
- ⑤ システム監査技術者
- ⑥ ISMS 審査員

(2) 対象サービス分野についての専門的知見を有すること

情報セキュリティサービス基準において扱われている4サービスのいずれかについて、本業務を実施する者は、当該分野業務を対象とする情報セキュリティ監査を単独で実施可能な程度の専門性を有することとします。

(3) 監査業務に関する豊富な実務経験を有すること

過去10年以内に5件以上の情報セキュリティ監査またはシステム監査業務をリーダー相当の立場で実施した経験を有することとします。

(4) サーベイランス対象事業者に対し現状において利害関係（競合を含む）を有しないこと

サーベイランスにおける独立性の確保の観点から、ご担当いただくサーベイランスに関して、サーベイランス対象事業者との間で、受発注や委託、アドバイザーもしくは競合、紛争等の利害関係を有しないこととします。このとき、サーベイランス対象事業者との間で、以下に示す関係が存在することは差し支えありません。

- 2018年度以前の利害関係（競合を含む）
- 現状における、業界団体や学会等を通じた非営利での関係

なお、応募にあたっては、リストに掲載されているサービスの提供事業者すべてと利害関係がないことを求めるものではなく、利害関係のある事業者が掲載されていても、応募いただくことが可能です。応募者には後日サーベイランス対象事業者一覧を示しますので、その一覧に利害関係が存在する事業者が含まれている場合、その旨をご申告いただくことになります。利害関係が有ることをご申告いただいた場合、選考の対象外となりますのでご了承ください。応募にあたっては、次の各点にご留意ください。

- 利害関係があることを申告いただかなかったにもかかわらず、サーベイランスの実施中または終了時に利害関係の存在が判明した場合には、関係機関にて相応の措置をとることがございます。
- サーベイランス対象事業者一覧は非公開情報につき、公募申込に際してその秘密保持に合意いただきます。また、申告いただいた利害関係の有無に関する情報はサーベイランス実施関係者限りで扱い、その秘密を保持いたします。
- サーベイランス対象事業者一覧のうちどの事業者と利害関係を有するかを開示いただく必要はございません。
- 利害関係を申告いただいたことで、今後実施される専門評価員の公募への応募及び選考に際して不利になることはございません。

(5) 反社会勢力と社会通念上不適切な関係を有しないこと

3. スケジュール

公募及び採択後のスケジュールは次の通りです。

- (1) 公募期間：2020年9月29日（月）～10月16日（金）17時
- (2) 採択通知：2020年11月9日（月）までを予定
- (3) 専門評価員との契約・説明会の実施：2020年11月13日（金）までを予定
- (4) サーベイランス実施：2020年12月末までを予定
- (5) サーベイランス報告書提出：2020年12月末までを予定

4. 選定方法

応募用紙に記載いただいた内容が要件を満たすかどうかの審査を、サーベイランスの適切な実施について専門的な立場から検討する有識者会合の委員を交えて実施します。審査の結果、条件が等しい応募者が複数者あった場合は、抽選で採択者を決定します。

5. 報酬と支払い条件

1件あたり30万円。これとは別に旅費実費相当額及び消費税等相当額を支払います。なお、調査対象事業者を訪問する際の旅費を除くサーベイランスを実施するための必要経費は応募者にて負担してください。

弊協会が納入物が適切であると判断した場合、2020年3月31日までに銀行振込にてお

支払いいたします。

6. 契約形態

請負形式とします。作業日報等の作成は不要です。

7. 申し込み方法

公募申請書に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法で弊協会までお送りください。
2020年10月16日（金）17時必着とします。

- ① 電子メールへの添付ファイル（PDF）にて右宛先に送付：info@sss-erc.org 宛
- ② 郵送で下記の宛先に送付：

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-8 フォーラム島田 II 2F
特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会
情報セキュリティサービス基準審査登録委員会
サーベイランス小委員会 事務局

8. ご記入いただいた情報の取扱い

公募申込書にご記入いただいた情報は、弊協会が定めるプライバシーポリシーに則り、厳重に管理いたします。個人情報（個人を識別できる情報）につきましては、本公募における審査の目的のみに利用いたします。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものとします。公募申込書の内容は、公募手続きが終了後、弊協会が責任をもって破棄いたします。

※特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会 プライバシーポリシー
<https://www.jasa.jp/about/privacy/>

9. お問い合わせ

本公募についてのお問い合わせは以下の手段にて、サーベイランス小委員会事務局の担当者(室谷・中村)宛にお願いいたします。

※電子メール：info@sss-erc.org